

## 障がい者雇用の一層の促進に関する要請書

日頃から、労働行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり障害者の雇用の促進等に関する法律により、全ての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障がいのある人の自立について共同の責務を有しております、法定雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課せられております。

道内の民間企業における障がいのある人の雇用状況は、令和3年6月1日現在において、実雇用率は2.37%と法定雇用率(2.3%)に達しておりますが、法定雇用率を達成している企業の割合は50.1%となっており、未達成企業の解消が急務となっております。

このような状況の中、北海道と厚生労働省北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、「北海道労働政策協定」に基づき三者が一体となって、多様な働き手の就業支援や就業環境の整備を図り、産業人材の育成・確保に連携・協力して取り組んでいるところであり、障がいのある人の雇用促進につきましても、北海道、北海道教育委員会、厚生労働省北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が相互の緊密な連携のもと、就業支援の取り組みを進めているところであります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用情勢は依然として厳しい状況にありますが、貴団体におかれましても、在職中の障がいのある人の雇用の維持、法定雇用率の速やかな達成はもとより、障がい者雇用の一層の推進、特別支援学校新規学卒予定者の受け入れ、さらには障がいのある人を多数雇用している事業所や福祉施設等における仕事の確保、障がいのある人と障がいのない人の間の均等な労働機会を確保するために、障がいのある人への合理的な配慮の提供などにつきまして、深いご理解を賜りますとともに、会員企業等における積極的な取り組みを促していただきますよう特段のご配意をお願い申し上げます。

令和4年（2022年）2月

各団体代表者様

北海道知事 鈴木 直道

北海道教育委員会教育長 倉本 博史

厚生労働省北海道労働局長 上田 国士

事業主の  
皆様へ

# 障害者雇用のための 支援メニューのご案内

ハローワークでは採用の準備～採用後の定着まで、様々な支援を行っています。

## STEP 1 まずはハローワークへご相談を！

- ・ 同業他社の障害者雇用の事例などを元に、業務の切り出し・創設
- ・ 社員研修（精神・発達障害者しごとサポーター養成講座）の実施
- ・ 障害者雇用のイメージのための、特別支援学校の見学など各種イベントのご案内 ※ハローワークにより実施時期や頻度は異なります



## STEP 2 受け入れ体制を整え、求人募集を開始

- ・ 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮したマッチング
- ・ 労働条件や求人の記載方法についてのご案内・ご相談
- ・ 受け入れの体制を整えるための情報提供

## STEP 3 採用・雇い入れ～そして定着へ

- ・ 雇い入れ後にご利用いただける各種助成金制度（裏面参照）
- ・ 各種支援機関と連携した定着支援  
(地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校などと連携した支援や、ジョブコーチ支援)

さらに詳しいご案内は  
こちらからご確認ください



裏面にも支援メニューがございます

## ○雇入れのきっかけづくり（トライアル雇用助成金）

### 障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

#### 【障害者トライアル雇用】

安定所等の紹介により障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけづくりを進める制度です。

#### 【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。精神障害者、発達障害者が対象です。

## ○雇入れに活用できる助成金制度（特定求職者雇用開発助成金）

### 特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。

### 発達障害者・難治性疾患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所等の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。

## ○職場定着に活用できる助成金制度（キャリアアップ助成金）

### 障害者正社員化コース

障害者である労働者の職場定着を図るために、有期雇用等から正規雇用等により安定した雇用形態に転換した事業主に対して助成する制度です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

## ◇関係機関との連携した支援

### 北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

札幌に本所、旭川に支所があります

### ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

### 障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、名寄、岩見沢に設置しております。

<障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さんへ>

全国各地で

精神・発達障害者しごとサポートー養成講座

を実施します

しごとサポートーPortalサイトを開設しています。  
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。



しごとサポートー



精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働くまでの配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般的従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポートー）となっていただくための講座を開催しています。



### 精神・発達障害者しごとサポートー養成講座の概要



- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、（予定）「共に働くまでのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：講師が紹介する様々な事例を通して、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。  
※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課（裏面参照）にお問い合わせください。  
※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポートーグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。

事業所への出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、ご相談をお受けいたします。

※ 詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課（裏面参照）にお問い合わせください。

e-ラーニング版を公開しています！

「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。

しごとサポートー eラーニング



ご留意  
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポートー」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものではありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポートー」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳細やご不明な点は、裏面のお問い合わせ先へ !!



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

【お問い合わせ先】全国都道府県労働局 職業安定部 職業対策課

	局名	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
1	北海道労働局	011(709)2311	011(738)1062	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1-1札幌第1合同庁舎3階
2	青森労働局	017(721)2003	017(773)5372	030-8558	青森市新町2-4-25青森合同庁舎7階
3	岩手労働局	019(604)3005	019(604)1533	020-8522	盛岡市空港駅西通1-9-15盛岡第2合同庁舎5階
4	宮城労働局	022(299)8062	022(299)8064	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1仙台第4合同庁舎
5	秋田労働局	018(883)0010	018(865)6179	010-0951	秋田市山王3-1-7東が丘15階
6	山形労働局	023(626)6101	023(635)0581	990-8567	山形市香澄町3-2-1山交ビル3階
7	福島労働局	024(529)5409	024(536)4211	960-8021	福島市霞町1-46福島合同庁舎4階
8	茨城労働局	029(224)6219	029(224)6279	310-8511	水戸市宮町1-8-31
9	栃木労働局	028(610)3557	028(637)8609	320-0845	宇都宮市明保野町1-4宇都宮第2合同庁舎
10	群馬労働局	027(210)5008	027(897)3613	371-0854	前橋市大渡町1-10-7群馬県公社総合ビル9階
11	埼玉労働局	048(600)6209	048(600)6229	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルタワー外壁14階15階
12	千葉労働局	043(221)4391	043(202)5141	260-8612	千葉市中央区中央4-1-1千葉第2地方合同庁舎4階
13	東京労働局	03(3512)1664	03(3512)1565	102-8305	千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎12階
14	神奈川労働局	045(650)2801	045(650)2805	231-0015	横浜市中区尾上町5-7-2馬車道駅A1トピア3階
15	新潟労働局	025(288)3508	025(288)3517	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1
16	富山労働局	076(432)2793	076(432)3801	930-8509	富山市神通木町1-5-5富山労働総合庁舎6階
17	石川労働局	076(265)4428	076(261)1403	920-0024	金沢市西念3-4-1金沢駅西合同庁舎5階
18	福井労働局	0776(26)8613	0776(27)7693	910-8559	福井市春山1-1-54福井春山合同庁舎9階
19	山梨労働局	055(225)2853	055(225)2736	400-8577	甲府市丸の内1-1-1
20	長野労働局	026(226)0866	026(226)0157	380-8572	長野市中央所1-2-1
21	岐阜労働局	058(245)1314	058(245)3105	500-8723	岐阜市金章町5-13岐阜地方合同庁舎4階
22	静岡労働局	054(271)9970	054(271)9977	420-8639	静岡市葵区追手町9-50静岡地方合同庁舎5階
23	愛知労働局	052(219)5507	052(220)0572	460-0003	名古屋市中区栄2-14-25JR東海ビル13階
24	三重労働局	059(226)2306	059(227)4331	514-8524	津市島崎町327-2津第2地方合同庁舎
25	滋賀労働局	077(526)8686	077(528)16068	520-0806	大津市羽出津14-15滋賀労働総合庁舎5階
26	京都労働局	075(275)5424	075(241)3264	604-0846	京都市中京区面筋通御池上(金吹町)451
27	大阪労働局	06(4790)6310	06(4790)6315	540-0028	大阪市中央区堂島町1-3-8中央大道FNCビル21階
28	兵庫労働局	078(367)0810	078(367)3853	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸駅東側外堀14階
29	奈良労働局	0742(32)0209	0742(32)0225	630-8570	奈良市吉野町387奈良第3地方合同庁舎
30	和歌山労働局	073(488)1161	073(475)0115	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号和歌山労働総合庁舎
31	鳥取労働局	0857(29)1708	0857(22)7717	680-8522	鳥取市富安2-39-9
32	島根労働局	0852(20)7020	0852(20)7025	690-0841	松江市向島町134-10松江合同庁舎5階
33	岡山労働局	086(801)5107	086(801)4527	700-3611	岡山市北区下石井1-4-1岡山第2合同庁舎3階
34	広島労働局	082(502)7832	082(502)7835	730-0013	広島市中区八丁堀5-7広島KSCビル4階
35	山口労働局	083(995)0383	083(995)0384	753-8510	山口市宇部原町6-16山口地方合同庁舎2号館
36	徳島労働局	088(611)5387	088(622)2448	770-0851	徳島市徳島町城内6-6徳島地方合同庁舎4階
37	香川労働局	087(811)8923	087(811)8934	760-0019	高松市歩成1-3-33高松市第一合同庁舎
38	愛媛労働局	089(941)2940	089(941)5200	790-8538	松山市若草町4-3松山若草合同庁舎5階、6階
39	高知労働局	088(885)6052	088(885)6065	781-9548	高知市南金田1-39
40	福岡労働局	092(434)9806	092(434)9822	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎新館6階
41	佐賀労働局	0952(32)7217	0952(32)7223	840-0801	佐賀市東城中央3-3-20佐賀第2合同庁舎6階
42	長崎労働局	095(801)0042	095(801)0043	850-0033	長崎市万才町7-1TBM長崎ビル6階
43	熊本労働局	096(211)1704	096(211)1732	860-8514	熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階
44	大分労働局	097(535)2090	097(535)2091	870-0037	大分市東春日町17-20大分第2ワザワガビル3階
45	宮崎労働局	0985(38)8824	0985(38)8829	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号宮崎合同庁舎5階
46	鹿児島労働局	099(219)8712	099(216)9911	892-0847	鹿児島市西十石町1-1鹿児島西千石第一生命ビル1階
47	沖縄労働局	098(868)3701	098(951)3507	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎3階

## 道立特別支援学校高等部卒業生の就職状況

令和4年（2022年）2月1日  
教育庁学校教育局特別支援教育課

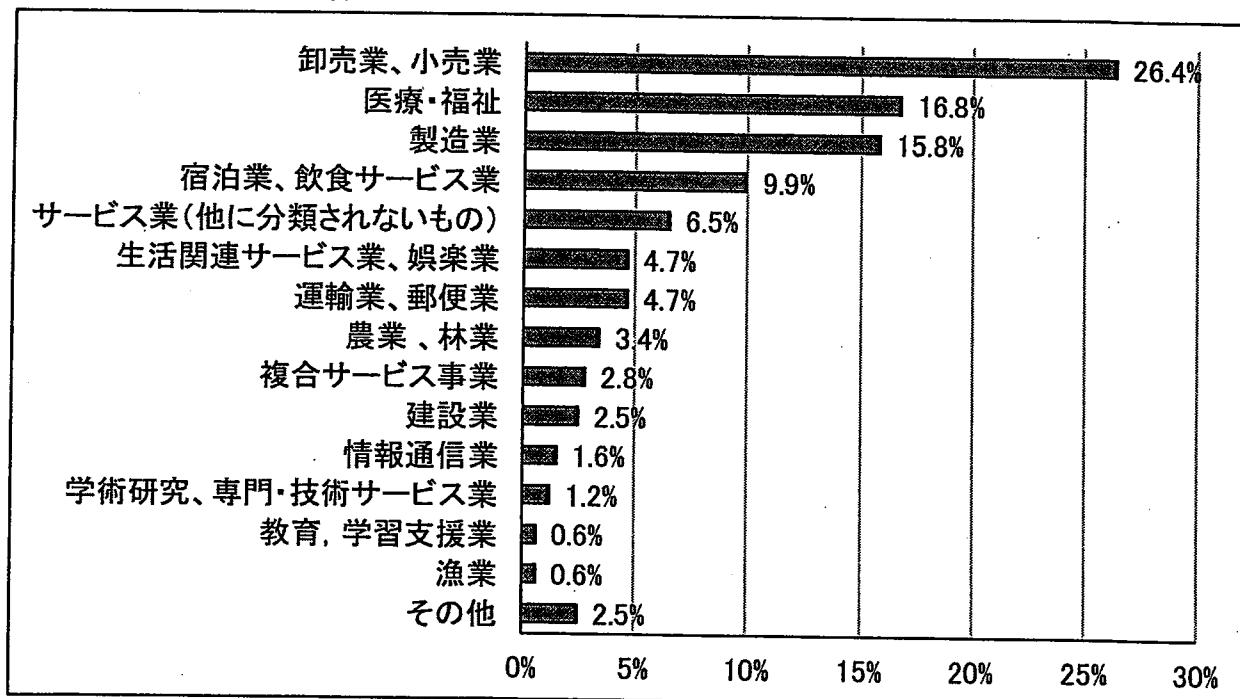
### 1 企業への就職状況（就労継続支援A型を含む。）

#### （1）就職者数

	H29.3卒業	H30.3卒業	H31.3卒業	R2.3卒業	R3.3卒業
卒業者数	674	696	698	683	648
就職希望者数	295	317	310	368	323
就職者数	297	314	309	361	322
割合	44.1%	45.1%	44.3%	52.9%	49.7%

※ 特別支援学校高等部（職業学科）、盲学校及び聾学校の専攻科

#### （2）業種（R3.3卒業者）



### 2 今後の課題

- コロナ禍における企業等での現場実習先、実習機会の確保
- 情報化が進展する中、在宅での就労なども視野に入れたICTを活用した職業教育を充実させるための実習先や就労先の確保
- 法定雇用率未達成企業や障がい者の雇用実績の少ない企業に対する障がい者雇用の理解促進
- 就労の継続に向けた企業、特別支援学校、福祉等の関係機関の連携